

第五十八南極特別保護地区管理計画

ロス島のハット岬のディスカバリー小屋(第18南極史跡記念物「ロバート・ファルコン・スコットの歴史的ディスカバリー小屋」を含む)

1. 保護を必要とする価値の記述

本地区の特筆すべき歴史的価値は、勧告9(1972)において第18南極史跡記念物として記載されている通り、正式に認められている。本地区は、措置1(1998)において第28特別保護地区として指定され、決議1(2002)において第158南極特別保護地区として再指定された。管理計画は見直しを行い、訪問管理条項を追加した改訂版が措置2(2005)及び措置10(2010)で採択された。

この小屋はロバート・ファルコン・スコット率いる1901-1904年の英國南極ディスカバリー(Discovery)探検隊が1902年2月に建てたものである。後にスコットは、1910-1913年の探検期間中に氷壁("Barrier")への旅行にこの小屋が事前の足場として重要であることを見いだした。また、この小屋は1907-1909年の英國南極ニムロド探検隊のアーネスト・シャクルトン、その後の1914-1917年の帝国南極横断探検隊(Imperial Trans-Antarctic Expedition)の期間中、座礁した彼のロス海隊にも使用された。この建物は、3方にベランダがついた'outback'というデザインで、オーストラリアで作られたプレハブ住宅であった。

ハット岬地点は、南極における当人の人間活動の重要な地点の一つである。南極探検のヒーロー時代の重要なシンボルであり、それ自体が歴史上、非常に重要である。南極における地球科学、気象、動植物相の研究で最も古いものの一部は、本地点を拠点としたディスカバリー探検隊に関連している。南極の理解と認識のために彼らが行ったこれらの活動の歴史及び貢献は、この地区に重要な科学的、景観的、歴史的価値を与えている。

ハット岬は、南極環境ドメイン分析(決議3, 2008)では環境S-マクマード南ヴィクトリア・ランド地質、また南極保護生物地理区(措置6, 2012)では地理区9-南ヴィクトリア・ランドに属している。環境Sに含まれる他の保護地区は、ASPA105、116、121、122、123、124、131、137、138、154、155、156、157、161、172、175、及びASMA2である。

2. 目的

本管理計画の目的は、地区及び保存する価値のある特徴の保護である。管理計画の目的は以下のとおりである：

- ・本地区の価値の悪化または価値への重大なリスクの回避
- ・以下の内容を含む計画された保全活動を通じた歴史的価値の維持
 - a. 毎年の「オンサイト」維持プログラム
 - b. 人工物及び構造物の状況及びそれらに影響する要素のモニタリングプログラム
 - c. 地区内外での行う人工物保護プログラム
- ・関連する全ての歴史データの記録を含む地区的価値及び特徴の保護に対応する管理活動の許可
- ・ディスカバリー小屋への立ち入り管理を通じた本地区の特徴及び遺物に対する不要な人為的攪乱の防止。

3. 管理活動

本地区の価値を保護するため、以下の管理活動を行う必要がある：

- ・ディスカバリー小屋及び関連する地区内的人工物に対して、保護作業に関する定期的なプログラムが実施される必要がある。
- ・管理目的のために、訪問は必要に応じて行われなければならない。
- ・現在の訪問者制限による影響及び結果を評価し、本管理計画の見直しを含む管理に関連する提案を行うため、系統的なモニタリングが実施される必要がある。
- ・地区内で行われている国の南極プログラム又はそれに興味があるものは、上記の管理活動の実施を確保する目的で合議しなければならない。

- ・本地区の地図を含む本管理計画の写しは、一番近い稼働中の調査基地／観測基地で入手できるようにしなければならない。また本地区及びその周辺を訪れる船舶にも提供される。

4. 指定の期間

指定の期間は無期限である。

5. 地図

- ・地図A:ハット岬の広域地形図。この地図は、重要な地形の特徴を含む地域の広域的な環境及び近接する米国のマクマード基地を示す。
挿入図：ロス島にあるその他の保護地区の位置関係を示す。
- ・地図B:ハット岬の地区地形図。この地図は、歴史的小屋、ヴィンスの十字架及び周囲のその他の詳細を示す。

6. 本地区の記述

6(i) 地理学的経緯度、境界の標示及び自然の特徴

ハット岬はハット岬半島の南西に突き出した小規模な無氷地域であり、アメリカ合衆国マクマード基地の西に位置する。指定された区域は、ハット岬の南西端近くにある小屋(南緯77度50分、東経166度37分)の建造物のみで構成される。

6(ii) 本地区への立ち入り

ヘリコプターは、スコリア及び氷の破片を飛ばし、小屋及びその周囲の人工物の摩耗が進むことにより小屋に損害を与える可能性があるため、小屋の近傍に指定されたヘリコプター上陸地点はない。車両は、米国マクマード基地から続く道路に沿って又は安全な場合は海氷から小屋に近づくことができる。海水面がある期間は小屋の北からボートによる上陸が可能である。

6(iii) 本地区内及び本地区の付近にある建造物の位置

指定区域は歴史的なディスカバリー小屋(第18南極史跡記念物)の建造物のみで構成される。第19南極史跡記念物であるGeorge. T. Vince(ディスカバリー探検隊の一人がこの付近で死亡した)を追悼した十字架は、小屋の西約75mに位置する。

6(iv) 地区付近にあるその他の保護地区の位置

- ・ASPA121(元SSSINo. 1)ロイズ岬及び
- ・ASPA157(SPANo. 28)のロイズ岬のバックドア湾は、ハット岬の北32kmにある。
- ・ASPA122(SSSINo. 2)のアライヴァル高地は、ハット岬半島のハット岬の北約2kmにある。
- ・ASPA155(SPANo. 25)のエヴァンス岬はハット岬の北22kmにある。

全ての地区はロス島に位置する。

6(v) 本地区内の特別区域

本地区内に特別区域はない。

7. 許可証の条件

本地区への立ち入りは、許可証に従う場合を除き、禁止されている。許可証は適当な国内当局のみによって発給され、一般的な及び特別な条件を含めることができる。国内当局は、1シーズン内の多くの訪問を対象とした1つの許可証を発行することが可能である。地区内で活動しているパーティは、本地区訪問に関心のある団体や組織と互いに相談し、訪問者数が超過しないようにしなければならない。

地区に立ち入る許可証は以下の活動を対象に期間を定めて発行することができる。

- ・保全、研究及び/又はモニタリングの目的に関係した活動
- ・本計画の目的を支援する管理活動
- ・当該活動が本管理計画の目的に矛盾しない場合、観光も含む教育またはレクリエーションに関連する活動

7(i) 本地区への出入りの経路及び本地区内または上空での移動

- ・小屋内にある多くの脆弱な地物の周囲の混雑によるダメージを防ぐため、小屋内の移動を制限する必要がある。小屋内的人数(ガイドも含む)は常に最大8人とする。
- ・小屋のインテリアへの累積的影響を回避するため、年間訪問者数を制限する必要がある。現在の訪問レベルの影響(1998/99～2013/14年で年平均1,015人)から、急激な増加は重大な悪影響を及ぼすと考えられる。年間最大訪問者数は2,000人とする。
- ・これらの制限は現在の訪問レベル及び保全に関する諮問機関(諮問機関は、保存管理者、考古学者、歴史学者、博物館学者及びその他の歴史保護の専門家を含む)の最善で有効な助言をもとに設定されている。この制限は、現在の訪問者数が大きな増加が保護すべき価値に悪影響を及ぼすであろうという提案に基づいている。訪問者による影響の評価を目的とした継続的なモニタリングは、特に現在の訪問者に対する制限が適当であったかどうかなど、管理計画の将来の改訂の基礎となるものが提供される。
- ・混雑や7(ii)で決められた行動規範に反した活動による損害を回避するため、地区的訪問を適切に管理する必要がある。観光、教育、レクリエーションに係わる訪問全ては、主宰者が登録した経験あるガイドによって管理される必要がある(7(ix)項参照)。
- ・車両は、管理目的の場合を除き、本地区的建造物から50mより中に近づくことは避けるべきである。

7(ii) 地区内で実施することのできる活動

地区内で実施することのできる活動には以下のものが含まれる。

- ・保全目的の訪問
- ・観光を含む教育上及び/又はレクリエーション上の訪問
- ・地区的価値を損なわない科学活動

訪問者は、保全、研究、モニタリング、管理上の目的など特に必要がある場合を除き、行動規範に従う必要がある。

- ・床の摩耗を減少させるため、小屋に立ち入る前に備え付けのブラシを使用し、長靴から砂、スコリア、氷、雪を完全に落とすこと。また、床を傷つける金属製のスパイクではなく、底が平らなゴム製の三脚または一脚のみが使用可能である。
- ・塩の粒子は金属物の腐食を進行させるため、海水で濡れた衣服、長靴からの海氷の破片などは全て除去すること。
- ・小屋内になる物品や家具は触ったり、移動したり、座ってはいけない。人工物に触れることはダメージを与える。
- ・多くの場所に締め具があり、人工物が偶然あたることがあるため、室内ではリュックを背負わないこと。また、小屋内で1回当たり最大人数(8名)となった場合は、三脚や一脚の使用は禁止されている。
- ・地点の周辺を移動するときは、雪で隠れた物を踏まないよう十分に注意すること
- ・火は非常に危険なため、小屋内又はその周囲でのランタン形式の燃焼の使用、裸火又は喫煙は禁止されている。
- ・訪問は供給されたノートに記録されなければならない。これにより、小屋の中で自動的に記録される温度及び湿度に関する訪問の時間及びレベルを考慮することができる。

7(iii) 建造物の設置、改築または除去

- ・1項で明記された地区の価値に悪影響を与えない保全又は科学活動を除き、建造物の変更は行えない。
- ・7(vii)の規定に従って発給された許可証に明記されていない場合は、歴史的構造物を地区から除去してはいけない。

7(iv) 野営地の位置

生活目的での地区内の歴史的小屋の使用は許可されない。

7(v) 地区内に持ち込むことのできる物質及び生物に関する制限

- ・生きている生物、植物体、微生物又は土壤を本地区内へ持ち込んではいけない。食品を本地区内に持ち込んではいけない。
- ・許可された科学的、保全上の目的でのみ化学物質を持ち込むことができる。歴史的構造物又は関連する遺品の保全に関連する必要不可欠な目的のために必要な場合を除き、燃料を含む化学物質又はその他の化学物質は、地区内に残置してはいけない。
- ・持ち込む全ての物質は、不必要になった時点及び関連する許可証で明記された期日前に除去されなければならない。

7(vi) 在来の植物及び動物の採捕またはこれらに対する有害な干渉

指定区域内に在来の植物又は動物は存在しない。

7(vii) 許可証の所持者によって地区に持ち込まれた以外の物の収集または除去

- ・適当な国内当局が発行した許可証に明記されている場合にのみ、本管理計画の目的と一致した保全上の理由により、物資の収集及び除去が可能である。
- ・環境上又は人間の健康に悪影響を及ぼす物資は、許可証に従い、以下の基準の1項目以上該当する場合、処理のために本地区から撤去することができる。
 - 自然環境、野生生物又は、人間の健康及び安全への影響がある人工物
 - 合理的に保全する必要がない状態が悪いもの
 - 小屋、その居住者又は南極の歴史を理解する上で全く重要でないもの
 - 地区又は小屋の景観上、意味のない又は景観を損なうもの
 - 固有又は希少でないもの

この場合の活動は、以下の通りとする。

- 適当な文化財保護の専門知識を有するパーティによる実施。
 - 地区の保全活動に関する全体計画の一部。
- ・国内機関は、人工物の除去及び上記基準による評価全てが、適切な文化財保護の専門知識を持つ人材により実施されることを確保しなければならない。
 - ・歴史上高い価値を持つと判断される人工物であり、現在の適用可能な技術では地区では保全することができないものは、当該物を無事に戻すことができる時期まで、コントロールされた環境で保管する目的で、許可証に従い撤去することができる。

7(viii) 廃棄物の処理

研究パーティ又は訪問者から発生する汚水、排水及びその他の廃棄物全ては、本地区から撤去しなければならない。

7(ix) 管理計画の目的の達成が継続されることを確保するために必要な措置

- ・地区内では許可証(または公認の写し)を携帯すること
- ・本管理計画の必要条件に関する情報は全ての訪問者に提供されなければならない。
- ・7(ii)に規定する行動規範は、保全、研究、モニタリング、管理上の目的など特に必要がある場合を除き、訪問者全てが従う必要がある。
- ・地区への教育的、レクリエーション上の訪問(観光を含む)を補助する主宰者は、夏期シーズンの開始前に、訪問期間中にガイドとして活動し、地区及び管理計画に関する実務上の知識をもった人物を登録すること。
- ・教育上及びレクリエーション上の訪問(観光を含む)は全て、登録されたガイドが監督し、当該ガイドは、訪問者に行動規範及び本管理計画の要求事項の概要説明を行うとともに行動規範の遵守の確保の責任を有する。
- ・締約国は、地区の価値の保護を支援する技術やリソース(特に保全技術)を発展させるため、相

話し、協調しなければならない。

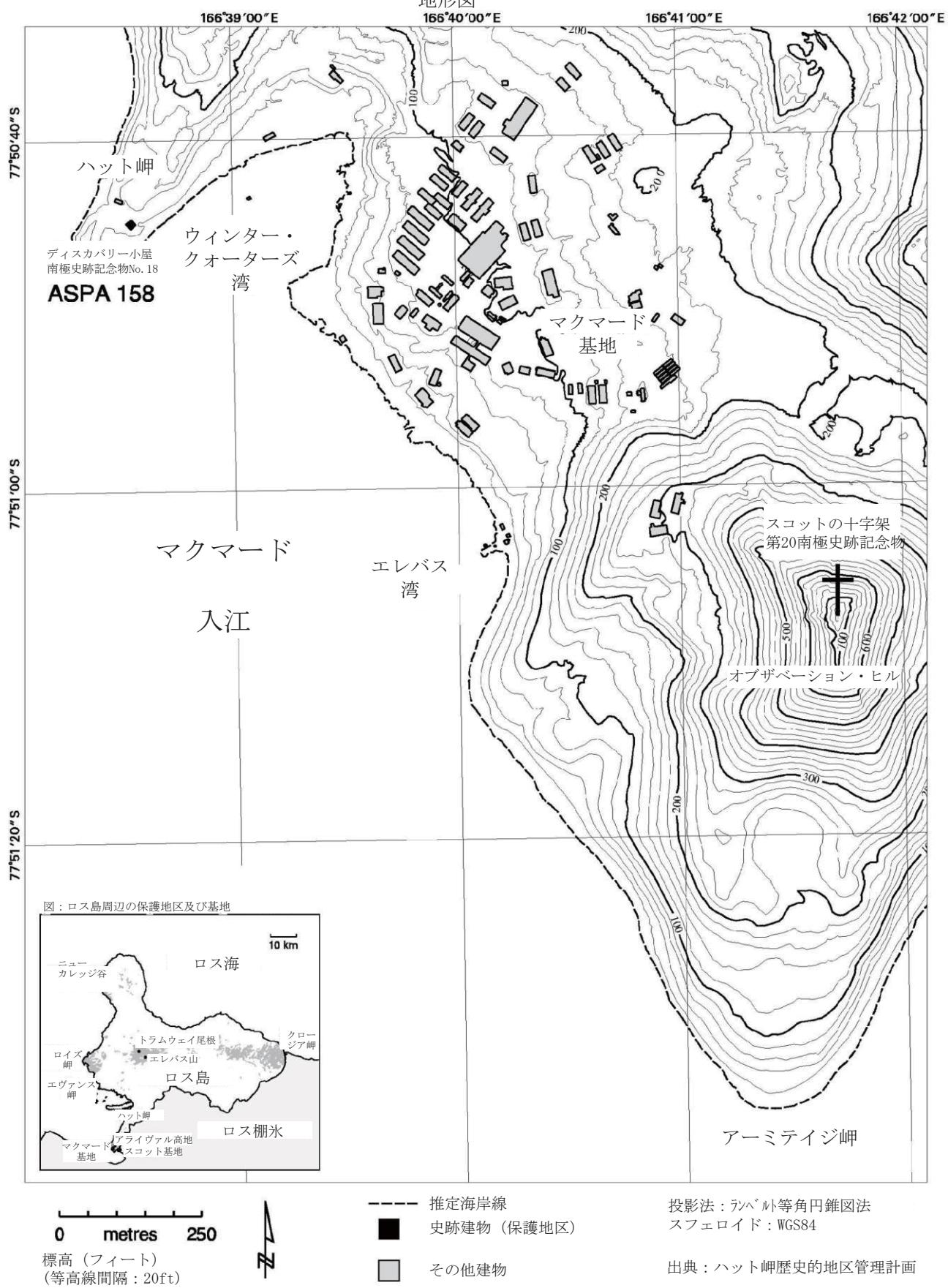
7(x) 報告に関する必要事項

締約国は、各許可証の代表者が、実施した活動を記載した報告書を適當な機関に提出することを確保する必要がある。当該報告書には必要に応じ、解決2(1998)付属書4に含まれる訪問報告書に示す項目を含むように必要がある。加えて、7(vii)項に従う物質の除去は全て、除去の理由及び品目の現在の位置又は処分日を含み、詳細にしなければならない。当該品目の地区への返却が生じた場合もまた、全て報告する必要がある。

締約国は地区内の活動の記録を維持し、年次情報交換において、自国の管轄の対象となる人が行った、管理計画の効果の評価が行うのに十分な詳細を含んだ活動の概要を記載したものを作成する必要がある。締約国は、可能な限り、訪問記録の維持、管理計画のレビューの検討及び本地区への訪問の管理に利用されるよう、これらの報告書の原本又はコピーを公的にアクセス可能なアーカイブに保管しなければならない。

地図A 第158南極特別保護地区、ロス島のハット岬、歴史的小屋、広域地形図

地形図



地図B 第158南極特別保護地区、ロス島のハット岬、歴史的小屋
地区地形図

